懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　玉城　辰夫
　登録番号　13656
　事 務 所　大阪府大阪市中央区高麗橋４―２―16大阪朝日生命館４階
　本町法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年５月10日

平成 24 年５月 17 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　田川　貴浩
　登録番号　23203
　事 務 所　東京都千代田区麹町３―10―２
　KWレジデンス半蔵門401
　麹町綜合法律事務所
3　処分の内容　業務停止６月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年５月16日

平成 24 年５月 19 日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

大歳眞理子氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成24年６月６日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成23年綱第538号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 24 年６月６日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

三宅達記氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成24年６月６日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成23年綱第596～597号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成 24 年６月６日　　日本弁護士連合会

無縁墳墓等改葬公告

本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 24 年６月６日　　三　原　市

1　墳墓等所在地　広島県三原市本郷町本郷字三太刀628－２、629、630、631－２、631－３、631－４、631－５、631－６、631－７、633－３、633－４、633－６、633－７、633－８、633－９、633－10、633－11、633－12、633－13、633－14、633－15、634、636、637、638、640、641、642、643－１、643－２、645、647－４、648－３、648－４、648－６、652－２、654－１、654－２、654－４、655－２、655－３、655－４、655－５、655－６、655－７、655－８、655－９、661－２、661－３、661－６、661－７、678－２、679、680、682、683、684、685、686、687、688、689、690－１、690－２、691、693、694、695、696、697、698、699、702、703、704、705－１、705－２、706、708－３、708－４、708－５、708－６、708－７、708－８、708－９、708－10、708－11、708－12、708－13、708－14、708－16、708－17、708－18
1　墳墓等の名称　不詳
1　死亡者の本籍及び氏名　不詳
1　改葬を行おうとする者　広島県三原市港町三丁目５番１号　本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業　施行者　三原市長　五藤　康之

公 示 送 達

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成 24 年６月６日
　新居浜都市計画事業
　新居浜駅前土地区画整理事業
　施行者　新居浜市
　代表者　新居浜市長　佐々木　龍

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
⑴　東京市神田区千代田町１番地
　株式会社共栄貯金銀行
⑵　新居浜市坂井町一丁目７番15号
　伊東　フサ
⑶　新居浜市坂井町一丁目７番15号
　伊藤　フサ
2　通知の内容

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおりであります。

よって土地区画整理法第103条第１項の規定により通知します。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して６か月以内に新居浜市を被告として（訴訟において新居浜市を代表する者は新居浜市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に新居浜市を被告として（訴訟において新居浜市を代表する者は新居浜市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、換地図及び各筆各権利別清算金明細書は省略し、それらを愛媛県新居浜市坂井町二丁目４番23号掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、存続期間の満了により、平成二十三年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月六日
　宮城県岩沼市下野郷字新田一八番地
　株式会社東北ラサ機械製作所
　代表清算人　林　　伸之

解散公告

当社は、平成二十四年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月六日
　秋田県鹿角市花輪字上花輪一八番地五
　有限会社奈良商店
　代表清算人　奈良　キミ

解散公告

当社は、平成二十四年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月六日
　山形県上山市弁天二丁目一二番一一号
　株式会社エムエイチコーポレーション
　代表清算人　芳賀　光弘

解散公告

当社は、平成二十四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月六日
　茨城県ひたちなか市大平四丁目四番一三号
　有限会社アートベッツ
　清算人　古橋　弘子